



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】「2024年問題」の労務管理対応④

2024年4月より一部猶予されていた業界にも時間外労働・休日労働（残業）の上限規制が適用されます。建設業や運輸交通業、医療業界でも「2024年問題」への取り組みが本格化します。

改正施行日に向けて連載で業界別に内容を取り上げていきます。今月は最終回・医療業界（勤務医）編です。

最終回 医療機関の時間外労働の上限規制

◆ 医師以外（看護師等） 1か月45時間、1年360時間、臨時的特別な事情がある場合でも年720時間まで

◆ 医師（勤務医）

下表の医療機関に該当する勤務医については、年間の残業時間について例外的な上限が設けられています。A水準以外の医療機関は、その理由に応じて都道府県知事の指定を受ける必要があります。

医療機関の種類：長時間が必要な理由	年間の上限時間	休息時間の確保	指定取得
◆ A水準：原則	960時間	努力義務	不要
◆ 連携B水準：医師を派遣する病院	通算1,860時間 (各院960時間)		
◆ B水準：救急医療等のため	1,860時間	義務	必要
◆ C-1水準：臨床・専門研修のため	1,860時間		
◆ C-2水準：高度技能の修得研修のため	1,860時間		



ここがポイント

● 宿日直許可・研鑽活動の確認

医療機関では夜間・休日診療のように通常と比べると労働密度が低い宿日直業務について、労働基準監督署の許可を得れば労働時間外となる制度があります。

勤務態様や宿日直回数、手当の支給額等をもとに許可基準が設定されています。

また医師の場合、診察以外の研鑽活動（研修、論文作成等）が労働時間にあたるか否かという問題もあり、行政通達も公表されています。（基発0701号第9号）

経営（医師不足）と法令遵守を両立・運用するためにも確認しておきましょう。

労務Room Q & A

Q

医師に行う面接指導とは、どのような内容ですか？

A

時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師に対しては、**面接指導が義務化**されます。

面接指導を実施する医師は、対象医師が勤務する医療機関の直接の上司でないことが望ましいとされています。

この措置はすべての医療機関が対象で、時間外・休日労働が月100時間に達する**前**に実施する必要があります。

社労士、浮世絵師にハマる

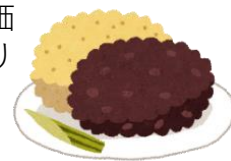
去年の暮れに年間会員になっている美術館より企画展のチラシ「サムライ、浮世絵師になる！鳥文斎栄之展」が届いたので観覧してきました。

鳥文斎栄之の作品は、同時代に活躍した喜多川歌麿とよく対比されます。歌麿は上半身をアップした「大首絵」が多く華やかな色遣いが特徴です。一方、鳥文斎は「紅嫌い」と呼ばれるような地味な色彩で全身を描いた作品を好みました。

作品だけでなく生き方も対照的です。鳥文斎は祖父が勘定奉行になるようなエリートの家柄に対して、歌麿の出自はハッキリしません。二人が活躍した時代は「寛政の改革」と呼ばれる綱紀粛正の嵐が吹き荒れていました。歌麿は幕府を風刺する浮世絵を描いてはお仕置きをうけますが、鳥文斎は時勢に順応した作品を割り切って描き続けます。

現代では歌麿の知名度が先行しています。鳥文斎の作品の多くが明治時代に海外に流出したことも一因だそうです。個展は海外の美術館から作品を里帰りさせた世界初の企画でした。再評価の契機になるのでしょうか。当時の二人がお互いをどう意識していたのかは知る由もありませんが、ライバルの存在がそれぞれの画技を高めたことは間違いなさそうです。

新年度に向けて、良き好敵手の存在を見つけだしてみるのも良いかもしれません。



【魚くん探知記】 今月の一尾

金目鯛 : きんめだい

“タイ”とついています、鯛とは別種です。赤いボディーは意外にも深海では目立たず身を守るのに適色だと云います。そのせいか動きが鈍く、脂も多く、コラーゲンも豊富です。

千葉県銚子市の「釣りきんめ」は、魚体を傷つけないよう一匹ずつ釣り上げて、一定以上の重量のものだけを流通するという厳格な基準を自らに課してブランドを維持しています。

恐竜時代に出現したといわれますので、1億年以上前から生き続けていることになります。

キンメといえば煮付ですが、一番美味しいのは、眼球の周辺部分だそうです。

深海で眼光を支える筋肉は、歴史も旨さも**金メダル（イ）**級です。



【一劇必撮】 今月的一枚



佐原のひなめぐり

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所